

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年1月9日（金）第3074号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	目 次
○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（税務課取扱い） 1
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い） 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）	（障害福祉課取扱い） 3
○農用地利用配分計画の認可	（農村振興課取扱い） 3
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い） 4
○基本測量の終了（2件）	（監理課取扱い） 4
○都市計画道路事業の認可	（都市計画課取扱い） 4
○競争入札の参加者の資格に関する公告（2件）	（生活・文化課取扱い） 5
○農用地利用配分計画の認可の申請に関する公告	（農村振興課取扱い） 7
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い） 8
○一般競争入札公告（3件）	（管財課取扱い） 9
	（かごしま県民交流センター取扱い） 10
	（歴史資料センター黎明館取扱い） 13
<b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>	
○海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数（※）	（選挙管理委員会取扱い） 16

## 規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第1号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「社団法人鹿児島県猟友会（昭和36年5月9日に社団法人鹿児島県猟友会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人鹿児島県猟友会」に改める。

別記第12号様式（その1）一般（手書）用（表面）中「保存」を「保管」に改め、同様式（その1）一般（手書）用（裏面）中「熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行」を「熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行」に、「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張所及び）」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め、「三井住友信託銀行、」を削り、同様式（その1）一般（電算出力）用（表面）中「お問い合わせ」を「問合せ」に、「保存」を「保管」に改め、同様式（その1）一般（電算出力）用（裏面）中「熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行」を「熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行」に、「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張

所及び」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め、「三井住友信託銀行、」を削り、同様式（その1）一般（電子収納）用（表面）中「㊦㊧㊨」を「㊦㊩㊨」に、「お問合わせ」を「問合せ」に、「で納付」を「での納付」に改め、同様式（その1）一般（電子収納）用（裏面）中「熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行」を「熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行」に、「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張所及び）」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め、「三井住友信託銀行、」を削り、同様式（その2）法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税用（裏面）中「熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行」を「熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行」に、「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張所及び）」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め、「三井住友信託銀行、」を削り、同様式（その3）自動車税用（表面）中「㊦㊧㊨（㊧㊨）」を「㊦㊩㊨」に、「納付（納入）者」を「納付者」に、「お問合わせ」を「問合せ」に、「で納付（納入）」を「での納付」に改め、同様式（その3）自動車税用（裏面）中「熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行」を「熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行」に、「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張所及び）」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め、「三井住友信託銀行、」を削り、「御使用される」を「使用される」に改め、同様式（その3）自動車税（定期賦課）用（表面）中「㊦㊧㊨（㊧㊨）」を「㊦㊩㊨」に、「納付（納入）者」を「納付者」に、「お問合わせ」を「問合せ」に、「で納付（納入）」を「での納付」に改め、同様式（その3）自動車税（定期賦課）用（裏面）中「熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行」を「熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行」に、「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張所及び）」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め、「三井住友信託銀行、」を削り、「御使用される」を「使用される」に改め、同様式（その3）自動車税（手書）用（表面）中「納付（納入）書」を「納付書」に、「保存」を「保管」に改め、同様式（その3）自動車税（手書）用（裏面）中「熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行」を「熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行」に、「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張所及び）」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め、「三井住友信託銀行、」を削り、同様式（その4）自動車取得税用（表面）中「納付（納入）書」を「納付書」に、「保存」を「保管」に改め、同様式（その4）自動車取得税用（裏面）中「熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行」を「熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行」に、「出張所（三菱UFJ信託銀行の一部の出張所及び）」を「三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所（三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに）」に改め、「三井住友信託銀行、」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則別記第12号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 告 示

### 鹿児島県告示第2号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
黎明脳神経外科医院	鹿屋市串良町上小原3500番1

- 2 認定の有効期限  
平成29年12月7日

### 鹿児島県告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
みほし薬局	霧島市国分中央四丁目2634-1	平成27年1月1日	育成医療

### 鹿児島県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
田布施薬局	南さつま市金峰町尾下2745番地1	平成27年1月1日	精神通院医療
寿八丁目薬局笠之原店	鹿屋市笠之原町27番23号	平成27年1月1日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7401番地5	訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7401番地5	平成27年1月1日	育成医療・更生医療

### 鹿児島県告示第6号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第4項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中木原猛郎	南九州市穎娃町上別府4669番地	南九州市穎娃町上別府字長割4518番4 外8筆
クリンティかごしま株式会社	南九州市穎娃町上別府1218番地1	南九州市穎娃町上別府字下木塚原6238番外11筆

有限会社尾曲商店	南九州市穎娃町上別府 2838番地3	南九州市穎娃町上別府字荒木3700番1 外 7筆
川畑秀一	南九州市穎娃町上別府 1654番地4	南九州市穎娃町牧之内字元屋敷10959番1 外6筆
飯伏幸蔵	南九州市穎娃町上別府 464番地	南九州市穎娃町御領字向玉井10884番1 外6筆
飯伏正仁	南九州市穎娃町上別府 384番地3	南九州市穎娃町御領字向玉井10934番3 外7筆
西新悟	南九州市穎娃町上別府 4548番地14	南九州市穎娃町別府字旧庄屋地北2431番1 外4筆
農事組合法人一文	南九州市穎娃町上別府 5660番地	南九州市穎娃町別府字堂野尾10994番2 外4筆
下窪一輝	南九州市穎娃町牧之内 14529番地2	南九州市穎娃町郡字陳ノ山5460番1 外7 筆
瀬川高広	南九州市穎娃町郡6681 番地2	南九州市穎娃町郡字梨木迫5870番1 外3 筆
株式会社南九やさ いの王国	南九州市穎娃町郡4990 番地1	南九州市穎娃町郡字落ヶ迫平4362番 外14 筆
田原久恒	南九州市穎娃町牧之内 11613番地	南九州市穎娃町牧之内字二重堀12169番 外5筆
農事組合法人ひと つき	薩摩郡さつま町虎居 7827番地	薩摩郡さつま町虎居字栗畑7459番 外56筆
向江鉄也	熊毛郡南種子町荃永 3464番地	熊毛郡南種子町中之下字三反田2294番 外 8筆
柴将規	熊毛郡南種子町島間 4669番地1	熊毛郡南種子町島間字石田ヶ中野4753番 外2筆

2 認可年月日  
平成26年12月25日

### 鹿児島県告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年12月16日付で大隅町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第8号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成26年8月19日鹿児島県告示第869号で告示した基本測量の実施は、平成26年12月20日終了した旨の通知があった。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第9号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成26年6月20日鹿児島県告示第702号で告示した基本測量の実施は、平成26年12月10日終了した旨の通知があった。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 国分都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・10号山崎線
- 3 事業施行期間  
平成27年1月9日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
霧島市国分中央一丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

### 競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類  
かごしま県民交流センターで使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。  
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年1月9日から同年2月9日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成27年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする物品等の種類

鹿児島県歴史資料センター黎明館<sup>れい</sup>で使用する電気

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
 電話番号 099-286-3826  
 ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間  
 平成27年1月9日から同年2月9日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
 なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
 次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。  
 ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者  
 イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
 入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
 競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

農用地利用配分計画の認可の申請に関する公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、当該農用地利用配分計画を平成27年1月9日から2週間、鹿児島県農政部農村振興課において縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画について、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県知事に意見書を提出することができる。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
今屋義幸	いちき串木野市袴田1893番地	いちき串木野市生福9875番40
田中秀徳	いちき串木野市生福9566番地	いちき串木野市生福9874番22 外4筆
武田英夫	いちき串木野市生福41番地7	いちき串木野市生福41番1 外3筆
木之下喜輝	いちき串木野市生福6502番地	いちき串木野市生福9874番40 外4筆
井手迫正昭	いちき串木野市生福6662番地2	いちき串木野市海瀬456番5 外10筆
寺田洋孝	いちき串木野市小瀬町131番地	いちき串木野市照島1528番1
生野英明	いちき串木野市生福9177番地2	いちき串木野市海瀬456番32 外5筆
西拓郎	いちき串木野市生福	いちき串木野市照島1528番5 外2筆

	7223番地1	
木之下清徳	いちき串木野市生福 6649番地1	いちき串木野市海瀬456番20 外34筆
植屋健一	いちき串木野市照島 1683番地1	いちき串木野市袴田1066番13 外3筆
内田一平	いちき串木野市生福 7123番地1	いちき串木野市袴田1066番8 外2筆
池之上誠	いちき串木野市生福 10507番地	いちき串木野市袴田1066番4 外6筆
内田善強	いちき串木野市生福 7181番地	いちき串木野市袴田1066番11 外2筆
宿利原進	肝属郡錦江町神川7270 番地	肝属郡錦江町馬場字宝付3605番1 外2筆
遠藤剛	西之表市現和4017番地	西之表市現和字山田3039番2 外2筆
遠藤建次郎	西之表市現和4004番地 5	西之表市現和字上喜加野3872番1 外3筆
村添員徳	西之表市現和3074番地	西之表市現和字門之本3818番 外14筆
鮫島繁樹	西之表市現和3797番地 2	西之表市現和字内之中野3712番 外8筆
園田育生	西之表市現和3776番地	西之表市現和字大太郎3962番 外4筆
園田政美	西之表市現和4059番地	西之表市現和字上喜加野3883番 外10筆
有限会社西田農産	西之表市西之表3703番 地	西之表市現和字下喜加野3890番1 外3筆
園田広幸	西之表市現和4017番地 2	西之表市現和字内之中野3709番 外4筆
村添豪	西之表市現和4009番地	西之表市現和字内之中野3725番 外4筆
平園和久	西之表市現和4441番地	西之表市現和字山田3040番2 外11筆
西田久好	西之表市西之表6386番 地市住7-307	西之表市現和字西小太郎6559番4 外5筆
西田悦子	西之表市現和3772番地	西之表市現和字大新開4086番1 外12筆
野崎貞一	西之表市西之表12141 番地	西之表市現和字中平3852番 外2筆
折口好喜	西之表市現和131番地	西之表市現和字下喜加野3896番3 外4筆
小山幸良	熊毛郡南種子町島間 4313番地	熊毛郡南種子町島間字下浜上4702番 外4 筆

## 2 申請年月日

平成26年12月1日

.....

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市青山町字兎田4182番4の一部、4182番5の一部及び4194番の一部、字島田4195番1の一部、4195番2の一部、4200番2及び4201番並びに字堀ノ内5478番35の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市青山町4194番地

学校法人石原学園

理事長 島谷精利



## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年1月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 入札に付する物品

## (1) 次に掲げる自動車 1台

種 別	車 名 等	排 気 量	初度登録年月	走行距離	色
普通乗用自動車	ニッサンプレジデント (型式：E-JG50)	4,490cc	平成7年11月	158千km	黒

## (2) 現状等

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第16条の規定による一時抹消登録済

イ 自動車は、現状渡しとする。

(引渡し後の故障等については、補償しない。)

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

## 3 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年1月28日午後1時30分

(2) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室  
鹿児島市鴨池新町10番1号

## 4 入札の方法等

(1) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 5 入札説明書

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(2) 入札説明書の交付期限及び交付場所

ア 交付期限 平成27年1月28日午後1時

イ 交付場所 鹿児島県出納局管財課自動車係（行政庁舎地下1階）  
鹿児島市鴨池新町10番1号

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 代金の納入

現金で即納すること。

10 自動車の引渡期限及び場所

- (1) 期限 平成27年2月6日午後5時
- (2) 場所 鹿児島県庁（南駐車場1階）公用車車庫  
鹿児島市鴨池新町10番1号

11 譲渡証明書等

登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記載されている事項を記載した書類をいう。）及び道路運送車両法第33条に規定する譲渡証明書は，車両の引渡し時に交付する。

12 その他

(1) 売却をする自動車の公開

ア 期間 平成27年1月27日の午後1時30分から午後4時まで及び同月28日の午前10時から午前11時30分まで

イ 場所 10の(2)に同じ。

(2) 入札に参加する者は，入札当日の午後1時から午後1時15分までに3の(2)の場所に入室すること。

(3) 入札時に持参するもの

印鑑及び筆記用具

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課自動車係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3831

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の購入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年1月9日

かごしま県民交流センター副館長 瀬戸ロ司

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称  
かごしま県民交流センターで使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量  
年間予想使用電力量 2,969,000キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (4) 需要場所  
入札説明書による。
- (5) 供給期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

平成27年1月9日から同年2月9日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

かごしま県民交流センター県民交流課  
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年2月19日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年2月20日午前10時30分

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟3階小研修室第2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成27年1月22日午後2時30分

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階パソコン研修室第2

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

ファックス番号 099-221-6640

#### 13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。

#### 14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center Estimated  
2,969,000kWh

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2015 through 31 March 2016

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 19 February 2015

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Citizens Exchange Division

Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center

14-50 Yamashitacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0816 Japan

TEL 099-221-6602

FAX 099-221-6640

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年1月9日

鹿児島県歴史資料センター黎明館副館長 飯山寿史

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称

鹿児島県歴史資料センター黎明館で使用する電気

(2) 購入をする物品等の数量

年間予想使用電力量 1,143,000キロワットアワー

- (3) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (4) 需要場所  
入札説明書による。
  - (5) 供給期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
  - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
平成27年1月9日から同年2月9日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
    - ア 入札金額は，年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし，入札書には，参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。
    - イ 落札決定に当たっては，入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとし，割引率又は加算率があるときは，小数点以下4位未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。
  - (2) 入札書の提出場所

鹿児島県歴史資料センター黎明館総務課  
鹿児島市城山町7番2号 郵便番号 892-0853

- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限  
平成27年2月19日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期間までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成27年2月20日午後1時30分  
イ 場所 鹿児島県歴史資料センター黎明館3階講座室
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。
- (7) 入札説明会の開催日時及び場所  
ア 日時 平成27年1月23日午後1時30分  
イ 場所 鹿児島県歴史資料センター黎明館3階会議室
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (2) 契約保証金  
免除する。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県歴史資料センター黎明館総務課  
鹿児島市城山町7番2号 郵便番号 892-0853  
電話番号 099-222-5100  
ファックス番号 099-222-5143
- 13 その他  
(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) この入札に係る契約は、平成27年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY  
(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Museum of Culture Reimeikan Estimated 1,143,000kWh
- (2) DELIVERY PERIOD:  
From 1 April 2015 through 31 March 2016
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 19 February 2015
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
General Affairs Division  
Kagoshima Prefectural Museum of Culture Reimeikan  
7-2 Shiroyamacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0853 Japan  
TEL 099-222-5100  
FAX 099-222-5143

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成24年12月21日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第81号（海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数）は、廃止する。

平成27年1月9日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島海区	1,940人
熊毛海区	140人
奄美大島海区	390人